

（水先法施行規則の一部改正）

第二条 水先法施行規則（昭和二十四年 運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の八第二項第五号中「又は補佐人」を「保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改める。

（自動車登録番号標交付代行者規則の一部改正）

第三条 自動車登録番号標交付代行者規則（昭和二十六年運輸省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三号中「左の各号に」を「次の各号のいずれにも」に改め、同条第四号中「左に」を「次に」に改め、同号イ中「禁こ」を「禁錮」に「終り」を「終わり」に改め、同号ロ中「取消」を「取消し」に改め、同号ハ中「未成年者、禁治産者又は準禁治産者」を「営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人」に改め、後見人又は保佐人」を削り、同号ニ中「如何なる」を「いかなる」に「イ、ロ又はハ」を「イからハまで」に改める。

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第四条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四号ハ中「未成年者又は禁治産者」を「営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人」に改め、同号ニ中「イ、ロ又はハ」を「イからハまで」に改める。

（ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則の一部改正）

第五条 ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則（昭和二十六年運輸省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「左の各号の」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

（航空法施行規則の一部改正）

第六条 航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

「り」を「終わり」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 成年被後見人又は被保佐人

（港湾運送事業法施行規則の一部改正）

第七条 港湾運送事業法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の二第二項の表中「いたつた」を「至つた」に「禁治産者」を「成年被後見人」に「禁治産の宣告」を「後見開始の審判」に「後見人」を「成年被後見人」に改める。

（運輸大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に關する規則の一部改正）

第八条 運輸大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に關する規則（昭和六十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第四号中「破産、禁治産又は準禁治産の宣告」を「破産の宣告又は後見開始若しくは保佐開始の審判」に「後見人」を「成年被後見人」に改める。

（施行期日）

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 民法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に關するこの省令による改正規定の適用については、第三条の規定による自動車登録番号標交付代行者規則第三条第四号ハの改正規定を除き、なお従前の例による。

（労働省令第四号）

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月二日

労働大臣 牧野 隆守

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令
雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。
第百二十二条の四第二項中「第二条第六項」を「第二条第八項」に改める。

規則

○公正取引委員会規則第一号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条の規定に基づき、公正取引委員会事務局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十二年三月二日

公正取引委員会委員長 根來 泰周

公正取引委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

この規則は、公布の日から施行する。

告示

○法務省告示第九十二号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成十二年三月二日

法務大臣 白井日出男

住所 東京都中央区本町五丁目2番2-30号

氏名 田中 隆雄 昭和33年10月8日生

住所 東京都中央区本町五丁目2番2-30号

氏名 田中 隆雄 昭和34年10月31日生

住所 東京都中央区本町五丁目2番2-30号

氏名 田中 隆雄 昭和60年2月17日生

住所 東京都中央区本町五丁目2番2-30号

氏名 田中 隆雄 昭和39年11月14日生

○文部省告示第二十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十六条の二第一項の規定に基づき、平成十二年二月十五日付けをもって次の表に掲げる文化財を文化財登録原簿に登録したので、同法第五十六条の二の二第一項の規定に基づき告示する。

平成十二年三月二日

文部大臣 中曽根弘文

名 称	構造及び形式	所 在 地
旧丹波屋旅館和館	木造二階建、亜鉛メッキ銅板葺、建築面積一〇二平方メートル	北海道枝幸郡中頓別町字小頓別九一
旧丹波屋旅館洋館	木造二階建、亜鉛メッキ銅板葺、建築面積五〇平方メートル	北海道枝幸郡中頓別町字小頓別九一

住所 東京都足立区千住園田町17番42-909号
氏名 田中 隆雄 昭和38年4月17日生

住所 埼玉県熊谷市北町1丁目23番11号
氏名 田中 隆雄 昭和42年5月11日生

住所 千葉県市川市新堀1丁目2番2号
氏名 田中 隆雄 昭和33年5月19日生

住所 千葉県市川市新堀1丁目2番2号
氏名 田中 隆雄 昭和38年3月21日生

住所 千葉県市川市新堀1丁目2番2号
氏名 田中 隆雄 昭和60年9月12日生

住所 千葉県市川市新堀1丁目2番2号
氏名 田中 隆雄 昭和39年11月14日生

○外務省告示第九十一号

オーストラリア連邦政府は、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーブで改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に關する国際条約の加入書を平成十一年十二月二十日に植物新品種保護同盟の事務局に寄託した。よって、同条約は、平成十二年一月二十日にオーストラリア連邦について効力を生じた。

（平成十一年十二月二十日付け植物新品種保護同盟事務局長回章）

平成十二年三月二日

外務大臣 河野 洋平

○外務省告示第九十二号

スペイン政府は「国際商取引に關する外国公務員に対する贈賄の防止に關する条約」の批准書を、平成十二年一月十四日に経済協力開発機構事務局に寄託した。よって、同条約は、平成十二年三月十四日にスペインについて効力を生ずる。

（平成十二年一月十九日付け経済協力開発機構事務局長回章）

平成十二年三月二日

外務大臣 河野 洋平